

令和3年度 障害者スポーツ振興事業
「地域における障がい者スポーツの振興事業」
選定方針

「地域における障がい者スポーツの振興事業」選定委員会

当方針は、本事業の助成目的及び対象事業として合致する内容を選定するために、次の基準等に基づき行うものとする。

1 審査の方法

書面(募集申請書)での選定とする。ただし、必要に応じてヒアリングを行う。

提案された企画内容について審査を行い、各審査項目の得点合計や事業計画内容等を考慮した上で決定する。

2 審査項目

(1) 事業実施体制

① 実施者適性

- ・ 組織体制、実施体制、事業の実施主体として相応しいか。
- ・ 経理処理(税務処理を含む)が適正にできるか。

② 連携・協働にかかわる適性

- ・ 当該地域の障がい者スポーツ指導者協議会をはじめ、他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働が可能か。

(2) 事業の目的、内容等の妥当性

① 事業の目的及び内容

- ・ 要望事業の目的及びその必要性が地域の実情に対して明確であるか。
- ・ 具体性があり実現可能であるか。

② 直接的成果

- ・ 助成事業の成果をあげるための量・質が確保され、受益者や関係者のニーズを満たす成果をあげられるか。

③ 社会的波及効果

- ・ 助成事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

(3) 費用対効果

- ・ 費用対効果からみて経済的合理性があるか。

(4) 継続性・将来発展性

- ・ 事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。